



2013年2月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 クレハ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 林 豊
コ ー ド 番 号 4023 (東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 広 報 ・ I R 部 長 数 井 明 生
(T E L 0 3 - 3 2 4 9 - 4 6 5 1)

2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2013年2月26日開催の取締役会において、2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）（社債額面金額合計額150億円）の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社は、2011年に発生した東北地方を中心とする震災による一連の被害からの復旧を終え、当社の歴史を紡いできた福島県及びいわき市と共に復興を果たすべく、いわき事業所をグローバル展開のマザー工場として、近傍の研究所を研究・開発拠点としてそれぞれ位置づけ、地域との共生を図りながら価値あるモノづくりを進めております。

2012年度を初年度とする「中期経営計画Grow Globally-Ⅱ」（略称：中計GG-Ⅱ）においては、機能製品分野を中心とした当社グループを取り巻く厳しい事業環境が今後も続くことを想定し、定量計画については見直しを予定しておりますが、当社は引き続き「競争優位にある既存事業を伸ばしながら、新規事業を育成・拡大すること」、「増産及び新規投資によるグローバルな成長と投資回収を図ること」に注力し、増益基調を維持しながら、企業価値の向上を目指す経営を行っております。

具体的には、リチウムイオン二次電池(LiB)のバインダーに使用されるふっ化ビニリデン樹脂(PVDF)、大型LiB用負極材「カーボトロン」およびシェールガス・オイル掘削等に使用されるPGA(ポリグリコール酸)樹脂の展開加速を図る機能製品分野、慢性腎不全用剤「クレメジン」や農業用殺菌剤「メトコナゾール」の伸長を図る化学製品分野、業務用食品包装フィルム「クレハロン」のグローバル展開や「NEWクレラップ」など家庭用品の商品力向上を図る樹脂製品分野の各分野において、既存事業の収益力の向上と新規事業の着実な育成・拡大に取り組んでおります。

当社は、中計GG-Ⅱで掲げた事業計画を遂行するにあたり、財務基盤の安定化を図りながら必要な資金を適切な手段で調達していくべきと考えております。本新株予約権付社債は、ゼロクーポンで発行することで金利コストの最小化による金融収支の改善を図ることができ、また時価を上回る転換価額を設定することで過度の希薄化の回避をすることが可能となり、既存株主に配慮した資金調達手段となっていると考えております。また、本新株予約権付社債は、株式への転換促進効果を有する130%コールオプション条項を付与することで、将来的な資本増強にもつながると期待しております。今回の本新株予約権付社債の発行は、中計GG-Ⅱで掲げた事業計画の達成に向けて必要な資金調達の最適な手段と考えております。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の新規発行による手取金については、当社のグローバル展開のマザー工場であるいわき事業所における生産設備及び隣接する研究施設等の設備資金並びに短期社債の償還資金及び短期借入金の返済資金に充当します。具体的には以下の通りです。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

- ① 総合研究所、新材料研究所、農薬研究所等の研究開発設備の拡充資金として 2015 年 5 月までに約 22 億円。
- ② 太陽電池向け結晶シリコン製造設備用断熱材原料である炭素繊維製造設備の増強資金として 2015 年 6 月までに約 11 億円。
- ③ 慢性腎不全用医薬「クレメジン」製造設備の増強資金として 2015 年 4 月までに約 7 億円。
- ④ 2013 年 3 月末に償還期限を迎える短期社債の償還資金に約 50 億円。なお、短期社債の全額については、中国子会社である呉羽（常熟）ふっ素材料有限公司への投融資等を通じて、呉羽（常熟）ふっ素材料有限公司が新設するふっ化ビニリデン樹脂（PVDF）の製造設備に充当しております。
- ⑤ 2013 年 3 月までに返済期限を迎える短期借入金の返済資金に約 60 億円。

記

1. 社債の名称 株式会社クレハ 2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社債の払込金額 本社債額面金額の 100% (各本社債の額面金額 20,000,000 円)
3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
4. 社債の払込期日及び発行日 2013 年 3 月 14 日 (ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)
5. 募集に関する事項
 - (1) 募集方法 Daiwa Capital Markets Europe Limited 及び Mizuho International plc を共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社 (以下「幹事引受会社」という。) の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場 (但し、米国を除く。) における募集。但し、買付の申込は条件決定日 (下記 6. (4) (ロ) に定義する。) の翌日午前 8 時 (日本時間) までに行われるものとする。
 - (2) 新株予約権付社債の募集価格 (発行価格) 本社債額面金額の 102.5%
6. 新株予約権に関する事項
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転 (以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。) する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を下記 (4) に定める転換価額で除した数とする。但し、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の所持人 (以下「本新株予約権付社債所持人」という。) に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。
 - (2) 発行する新株予約権の総数 750 個及び代替新株予約権付社債券 (下記 7. (4) に定義する本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。) に係る本社債額面金額合計額を 20,000,000 円で除した個数の合計数とする。
 - (3) 新株予約権の割当日 2013 年 3 月 14 日

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
- (イ) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。
- (ロ) 転換価額は、当初、代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、本新株予約権付社債に関して当社と上記5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の東京証券取引所における当社普通株式の終値の100%以上で、ユーロ市場における市場慣行に従った転換社債型新株予約権付社債のブックビルディング方式により把握される投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する（以下、引受契約書の締結日を「条件決定日」という。）。
- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。）を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（新株予約権の行使及び取得請求権付株式の取得請求権の行使の場合等を除く。）には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払、その他一定の事由が生じた場合にも本新株予約権付社債の要項に従い適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間
- 2013年3月28日から2018年2月28日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。

但し、(A) 下記7.(3)(ロ)①乃至⑥記載の繰上償還の場合は、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで（但し、下記7.(3)(ロ)③において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(B) 下記7.(3)(ロ)⑦記載の繰上償還の場合は、当該繰上償還に係る償還通知書が本社債の支払代理人の所定の営業所に預託されるまで、(C) 下記7.(3)(ハ)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、当社が本社債を消却した時まで、又は(D) 下記7.(3)(ニ)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

上記にかかわらず、当社の組織再編を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（当該暦日が東京における営業日でない場合、東京における当該暦日の翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

(8) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了しこれに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記(4)(ロ)記載のとおり決定される当初の転換価額を前提とした本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

(9) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編事由が生じた場合、(i) その時点において（法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果）法律上実行可能であり、(ii) その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(iii) その全体の実行のために当社が不合理であると判断する費用や支出（課税を含む。）を当社又は承継会社等に生じさせることがない限りにおいて、当社は、承継会社等（下記7.(3)(ロ)④に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項及び信託証書に従って、本新株予約権付社債の債務を承継させ、かつ、承継会社等の新株予約権の交付を実現させるよう最善の努力を尽くすものとする。かかる本新株予約権付社債及び信託証書上の債務の承継及び承継会社等の新株予約権の交付は、当該組織再編の効力発生日に有効となるものとする。但し、新会社が効力発生日又はその直後に設立されることとなる合併、株式移転又は会社分割の場合には当該組織再編の効力発生日後速やかに（遅くとも14日以内に）有効となるものとする。また、当社は、承継会社等

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

の本新株予約権付社債の承継及び承継会社等の新株予約権の交付に関し、承継会社等の普通株式が当該組織再編の効力発生日において日本国内における金融商品取引所において上場されるよう最善の努力を尽くすものとする。

(ロ) 上記(イ)に定める承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとする。

① 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

② 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編事由を発生させる取引の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して承継会社等が決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記(4)

(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編事由を発生させる取引において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編事由に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値(当社の負担で独立のフィナンシャル・アドバイザー(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本③において同じ。)に諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を承継会社等の普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。)で除して得られる数に等しい数の承継会社等の普通株式を併せて受領できるようにする。

(ii) その他の組織再編事由の場合には、当該組織再編の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益(独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日又は上記(イ)に記載する承継が行われた日のいずれか遅い日から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 承継会社等の新株予約権の行使の条件
上記(7)に準じて決定する。
- ⑦ 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編事由が生じた場合
上記(イ)及び本(ロ)に準じて決定する。
- ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

7. 社債に関する事項

- (1) 社債の総額 150億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額。
- (2) 社債の利率 本社債には利息は付さない。但し、下記(3)(ニ)に従い遅延利息が支払われることがある。
- (3) 社債の償還の方法及び期限
 - (イ) 満期償還
2018年3月14日(以下「満期償還日」という。)に本社債額面金額の100%で償還する。
 - (ロ) 繰上償還
 - ① 130%コールオプション条項による繰上償還
関連取引所(以下に定義する。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「当社普通株式の終値」という。)が、20連続取引日(以下に定義する。)にわたり当該各取引日に適用のある上記6.(4)(ロ)及び(ハ)記載の転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対して本新株予約権付社債の要項に定める手

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

続に従い、繰上償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の繰上償還の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を当該 20 連続取引日の末日から 30 日以内に行った上で、2016 年 3 月 14 日以降、当社はその選択により、いつでも残存する本社債の全部（一部は不可）を繰上償還日として当社が指定する日に本社債額面金額の 100%で繰上償還することができる。「関連取引所」とは、東京証券取引所又は当社普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合にあっては、当社普通株式が上場されているか、取引相場がある又は通常取引がある主たる日本の取引所をいう。「取引日」とは、関連取引所が開設されている日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含まない。但し、当社が下記④、⑤又は⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本①に従った繰上償還の通知を行うことはできない。また、本①に従った繰上償還の通知が行われた後に下記④、⑤又は⑥に基づく繰上償還の通知が行われた場合、本①に従った繰上償還の通知は失効するものとする。

② クリーンアップ条項による繰上償還

残存する本社債の額面金額総額が、本②の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、発行時の本社債の額面金額総額の 10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対して本新株予約権付社債の要項に定める手続に従い、繰上償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の繰上償還の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を繰上償還日として当社が指定する日に本社債額面金額の 100%で繰上償還することができる。

但し、当社が下記④、⑤又は⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本②に従った繰上償還の通知を行うことはできない。また、本②に従った繰上償還の通知が行われた後に下記④、⑤又は⑥に基づく繰上償還の通知が行われた場合、本②に従った繰上償還の通知は失効するものとする。

③ 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し下記 8. (イ) 記載の特約に基づく追加支払額の支払の義務があること及び当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ないことを当社が受託会社に了解させた場合、当社は、その選択により、いつでも、本新株予約権付社債所持人に対して本新株予約権付社債の要項に定める手続に従い、繰上償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の繰上償還の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を繰上償還日として当社が指定する日に本社債額面金額の 100%で繰上償還することができる。但し、その日が本社債に関する支払をな

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

すべき日であると仮定した場合に当社が当該追加支払額の支払の義務を負うこととなる最初の日の 90 日前の日より前には上記通知をなすことはできない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点で残存する本社債の額面金額総額が発行時の本社債の額面金額総額の 10% 以上である場合、各本新株予約権付社債所持人は、当社に対して当該繰上償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債所持人の保有する本社債については繰上償還されないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該繰上償還日後の当該本社債に関する支払につき下記 8. (イ) 記載の特約に基づく追加支払額の支払の義務を負わず、当該繰上償還日後の当該本社債に関する支払は下記 8.

(イ) 記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。但し、当社が下記④、⑤又は⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本③に従った繰上償還の通知を行うことはできない。また、本③に従った繰上償還の通知が行われた後に下記④、⑤又は⑥に基づく繰上償還の通知が行われた場合、本③に従った繰上償還の通知は失効するものとする。

④ 組織再編による繰上償還

組織再編事由（以下に定義する。）が発生した場合で、かつ (A) その時点において適用ある法令に従い（当該法令に関する公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果）、上記 6. (9) 記載の措置を講ずることができない場合、(B) 法律上は上記 6. (9) (イ) 記載の措置を講ずることができるものの、当社が最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、

(C) 当該組織再編事由の発生日又は当該組織再編の効力発生日の 25 日前の日のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、上記 6. (9) (イ) 記載の承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の金融商品取引所若しくは金融商品市場の運営組織から得ていない場合、又は (D) 上記組織再編事由の発生日に先立って、当該組織再編の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場されることを当社が予想していない（理由を付するものとする。）旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債所持人に対して、本新株予約権付社債の要項に定める手続に従い、東京における 14 営業日以上前に通知（かかる通知は取り消すことができない。）をした上で（かかる通知は、原則として当該組織再編事由の発生日以降実務上可及的速やかに行うものとする。）、当該通知において指定した償還日（かかる

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

償還日は、原則として当該組織再編の効力発生日までの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下に規定する償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6.(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパーティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の150%とする(但し、償還日が2018年3月1日から同年3月13日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、上記6.(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編事由」とは、(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が譲渡先に移転若しくは承継される場合に限る。以下同じ。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に承継される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)、又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、その手続により本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が承継会社等に引き受けられることとなるものについて、当社の株主総会による承認の決議(当該決議が不要な場合は、取締役会の決議。以下同じ。)がなされた場合を意味するものとする。

「承継会社等」とは、合併後に存続する会社又は合併により設立される会社、資産譲渡により当社の資産を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の日本法上の会社再編により本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務を承継する他の会社の総称とする。

⑤ 当社普通株式の上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から 14 日以内に）本新株予約権付社債所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 150%とする。（但し、償還日が 2018 年 3 月 1 日から同年 3 月 13 日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。））で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編事由を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本⑤に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編事由が当該取得日から 60 日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に）本新株予約権付社債所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本⑤記載の償還義務及び上記④記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記④の手續が適用されるものとする。

⑥ スクイーズアウトによる繰上償還

スクイーズアウト事由（以下に定義する。）が生じた場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に）本新株予約権付社債所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 150%とする。（但し、償

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

還日が2018年3月1日から同年3月13日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。))で繰上償還するものとする。

「スクイーズアウト事由」とは、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいう。

⑦ 本新株予約権付社債所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債所持人は、その選択により、当社に対し、2016年3月14日（以下「任意償還日」という。）において、その保有する本社債を本社債の額面金額の100%で償還することを請求することができるものとする。かかる請求をするためには、本新株予約権付社債所持人は、任意償還日に先立つ30日以上60日以内の期間に所定の償還通知書と共に本新株予約権付社債券（下記（4）に定義する。）を下記（6）記載の支払代理人に預託しなければならない。

なお、上記①乃至⑥に基づく通知がなされた場合、本⑦に基づく通知との先後関係を問わず上記①乃至⑥に基づく通知が優先するものとする。

(ハ) 買入消却

本社債が上場されている金融商品取引所の要件に従うことを条件として、当社及び当社の子会社（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本（ハ）において同じ。）は、随時本新株予約権付社債を市場取引その他の方法で買い入れることができる。

当社又は当社の子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合には、当社は、その選択により（当社の子会社が買い入れた場合には、当該子会社の選択により消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は上記6.（6）に基づき行使できなくなるにより消滅する。

(ニ) 債務不履行等による強制償還

当社による信託証書又は本社債に関する義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、本社債を本社債額面金額の100%に本新株予約権付社債の要項に定める遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

(ホ) 償還場所

償還場所は、下記（6）記載の本社債の支払代理人の日本国外における所定の営業所である。

(4) 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債の券面は、本新株予約権付社債を表章する記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

するものとする。

- (5) 無記名式新株予約権付社債券 本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできな
への転換請求の制限 い。
- (6) 新株予約権付社債に係る 支払代理人 Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.
- (7) 新株予約権付社債に係る 名簿管理人 Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.
- (8) 社債の担保又は保証 本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

8. 特 約 (イ) 追加支払

本社債に関する支払につき、日本国又はその他日本の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法令により要求される場合、当社は、本新株予約権付社債の要項に従い、一定の場合を除き、本新株予約権付社債所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加支払額を支払う。

(ロ) 担保提供制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。）は、(A) 外債（以下に定義する。）に関する支払、(B) 外債の保証に基づく支払又は(C) 外債に関する補償その他これらに類する他の債務に基づく支払を担保する目的で、当該外債の所持人の利益のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(x) 当該外債又はその保証若しくは補償その他これらに類する他の債務にかかる上記担保と同様の担保を受託会社の満足する若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認される形で本新株予約権付社債及び信託証書にも同時に若しくはあらかじめ付す場合、又は(y) 受託会社の完全な裁量において本新株予約権付社債所持人にとって重大な不利益とはならないと判断される担保若しくは保証を本新株予約権付社債及び信託証書にも同時に若しくはあらかじめ付す場合、又は本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保若しくは保証を本新株予約権付社債及び信託証書にも同時に若しくはあらかじめ付す場合は、この限りでない。

「外債」とは、ボンド、ディベンチャー、ノートその他これに類する証券（満期が1年を超えるものに限る。）によって表章される現在又は将来の債務のうち、(A) 外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券、又は円貨建てでその元本総額の50%超が当社により又は当社の承認を得て当初日本国外で募集される証券で、かつ、(B) 日本国外の金融商品取引所、店頭市場又はその他の類似の金融商品取引市場で、取引相場があり、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれが予定されているものをいう。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

9. 上 場 取 引 所 本新株予約権付社債をシンガポール取引所に上場する。
10. そ の 他 当社株式に関する安定操作取引は行わない。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の新規発行による手取金については、当社のグローバル展開のマザー工場であるいわき事業所における生産設備及び隣接する研究施設等の設備資金並びに短期社債の償還資金及び短期借入金の返済資金に充当します。具体的には以下の通りです。

- ① 総合研究所、新材料研究所、農薬研究所等の研究開発設備の拡充資金として2015年5月までに約22億円。
- ② 太陽電池向け結晶シリコン製造設備用断熱材原料である炭素繊維製造設備の増強資金として2015年6月までに約11億円。
- ③ 慢性腎不全用医薬「クレメジン」製造設備の増強資金として2015年4月までに約7億円。
- ④ 2013年3月末に償還期限を迎える短期社債の償還資金に約50億円。なお、短期社債の全額については、中国子会社である呉羽（常熟）ふっ素材料有限公司への投融資等を通じて、呉羽（常熟）ふっ素材料有限公司が新設するふっ化ビニリデン樹脂（PVDF）の製造設備に充当しております。
- ⑤ 2013年3月までに返済期限を迎える短期借入金の返済資金に約60億円。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、利益を向上させ、又、資産効率を高めることにより企業価値を向上させることが株主の皆様への利益につながるものと考えております。利益の配分については、業績変動の影響はあるものの、安定的・継続的な配当を実施することが肝要であり、その上で企業体質の強化・将来の事業展開に備えた内部留保に充当することを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当決定に際しては、上記方針に基づき、経営環境及び業績等を勘案して決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については長期的な競争力の強化を図るべく、重点事業分野における新設・増設投資、研究開発投資に充当する予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期
1株当たり連結当期純利益	8.77円	3.97円	8.51円
1株当たり年間配当金 (内、1株当たり中間配当金)	10.00円 (5.00円)	10.00円 (5.00円)	10.00円 (5.00円)
実績連結配当性向	114.0%	251.9%	117.6%
自己資本連結当期純利益率	1.6%	0.7%	1.7%
連結純資産配当率	1.9%	1.9%	1.9%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
2. 実績連結配当性向は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、当該決算期の連結当期純利益を自己資本（期首の新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産の部合計と期末の新株予約権及び少数株主持

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

分控除後の連結純資産の部合計の平均) で除した数値です。

4. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産(期首の1株当たり連結純資産の部合計と期末の1株当たり連結純資産の部合計の平均) で除した数値です。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期
始 値	369 円	453 円	391 円	398 円
高 値	611 円	516 円	427 円	400 円
安 値	363 円	289 円	306 円	265 円
終 値	453 円	391 円	398 円	355 円
株価収益率(連結)	51.6 倍	98.5 倍	46.8 倍	—

(注)1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 2013年3月期の株価については、2013年2月25日現在で表示しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2013年3月期については、未確定のため記載していません。

(4) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日条件決定日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社を代表する Daiwa Capital Markets Europe Limited 及び Mizuho International plc の事前の承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券又は当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行等(但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、新株予約権の行使に基づく当社普通株式の発行又は交付、当社及び当社子会社の従業員又は取締役に対するストックオプションの付与、単元未満株主の売渡請求による自己株式の売渡し、株式分割、その他日本法上の要請による場合等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。